

唐津市肥前町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



唐津市鎮西町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数



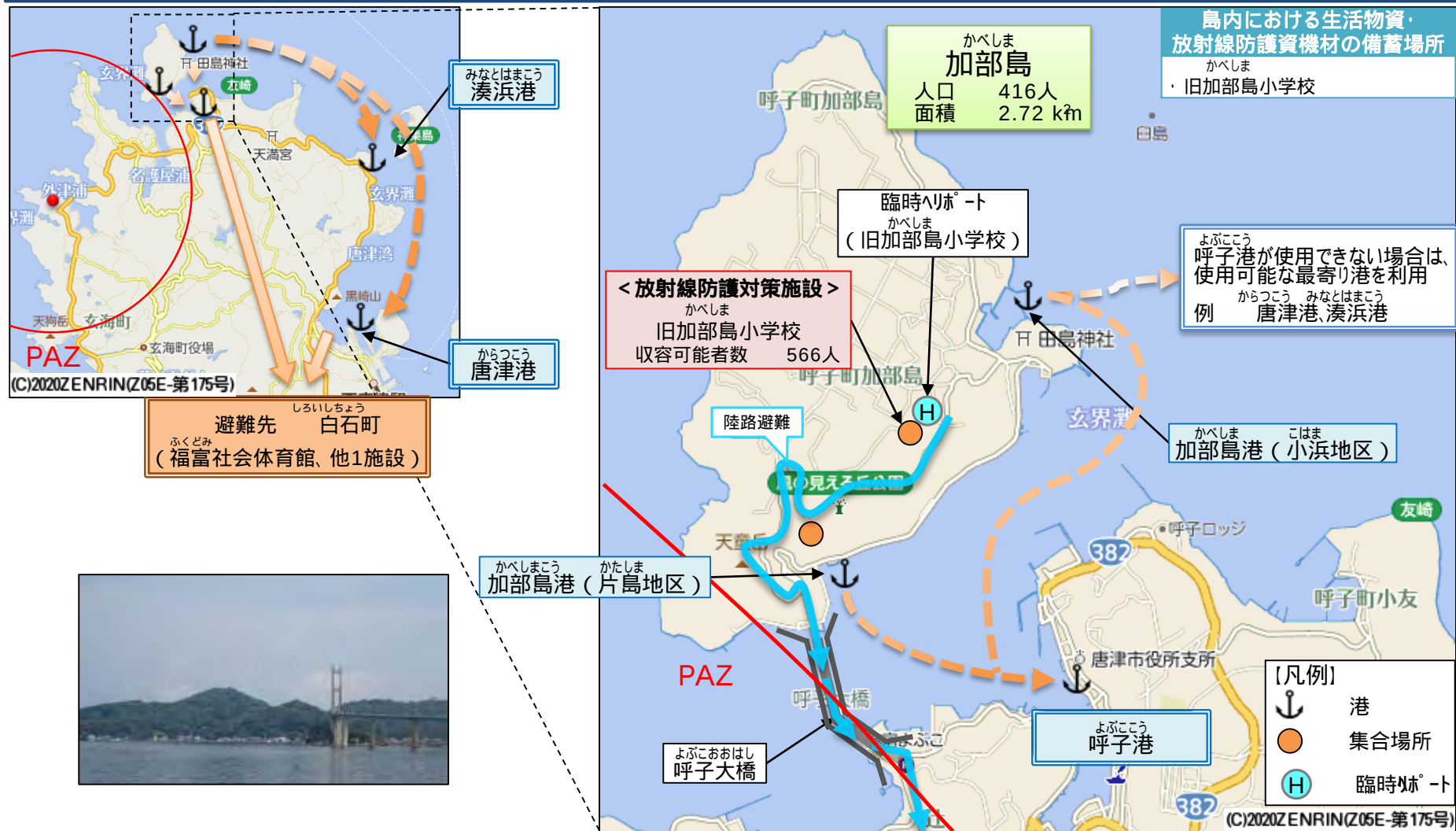
唐津市呼子町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

〇 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- PAZの加部島(唐津市呼子町)については、車両による陸路避難を実施。仮に陸路避難が困難な場合は、集合場所に集合した後、港からの海路避難を実施。
- 海路避難については、佐賀県が「災害時における船舶による輸送等に関する協定書」に基づき確保する船舶を用いて避難を実施。



避難を円滑に行うための対応策

○ PAZ及びUPZ 内の住民の車両による避難を円滑に行うため、県、市町職員、警察官等により道路渋滞を把握し、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報等の交通対策を行う。

PAZ内における交通対策

○ 道路渋滞把握対策

テレビ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施

○ 交通誘導対策

主要交差点等における市町、県警察等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

○ 交通広報対策

日本道路交通情報センター(JARTIC)、道路情報板、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報
光ビーコンを活用した交通情報提供システム(AMIS)による広報

○ 交通規制対策

混雑エリアでの交通整理・誘導・規制、主要交差点における信号機操作等による円滑な交通流の確保

【凡例】

- 避難誘導及び交通規制箇所
- 迂回用交差点
- 交通情報板



避難を円滑に行うための対応策

- 玄海町は、避難経路図や避難所写真を掲載したパンフレットを玄海町全戸に配布し、また玄海町内の各地区公民館に掲示。
- 唐津市は、各避難地区の集合場所や避難先、避難ルート等を検索できる原子力災害対応避難ルートマップをホームページ上に公開。また唐津市全戸に、原子力防災の避難に係るパンフレットを配布。
- 佐賀県は佐賀県内の避難元市町及び避難先市町全戸に、原子力災害に関する基礎知識や原子力災害発生時にとるべき行動などについてまとめた、原子力防災のてびきを配布。

玄海町



【原子力災害時における避難経路図】

玄海町全戸に配布
玄海町内の各地区公民館に掲示

唐津市



【原子力災害対応避難ルートマップ】
ホームページ上で閲覧可能
<https://www.city.karatsu.lg.jp/bousai/bosai/bosai/genshiryoku/map/ict.html>

【唐津市原子力防災ガイドブック】
唐津市全戸に配布

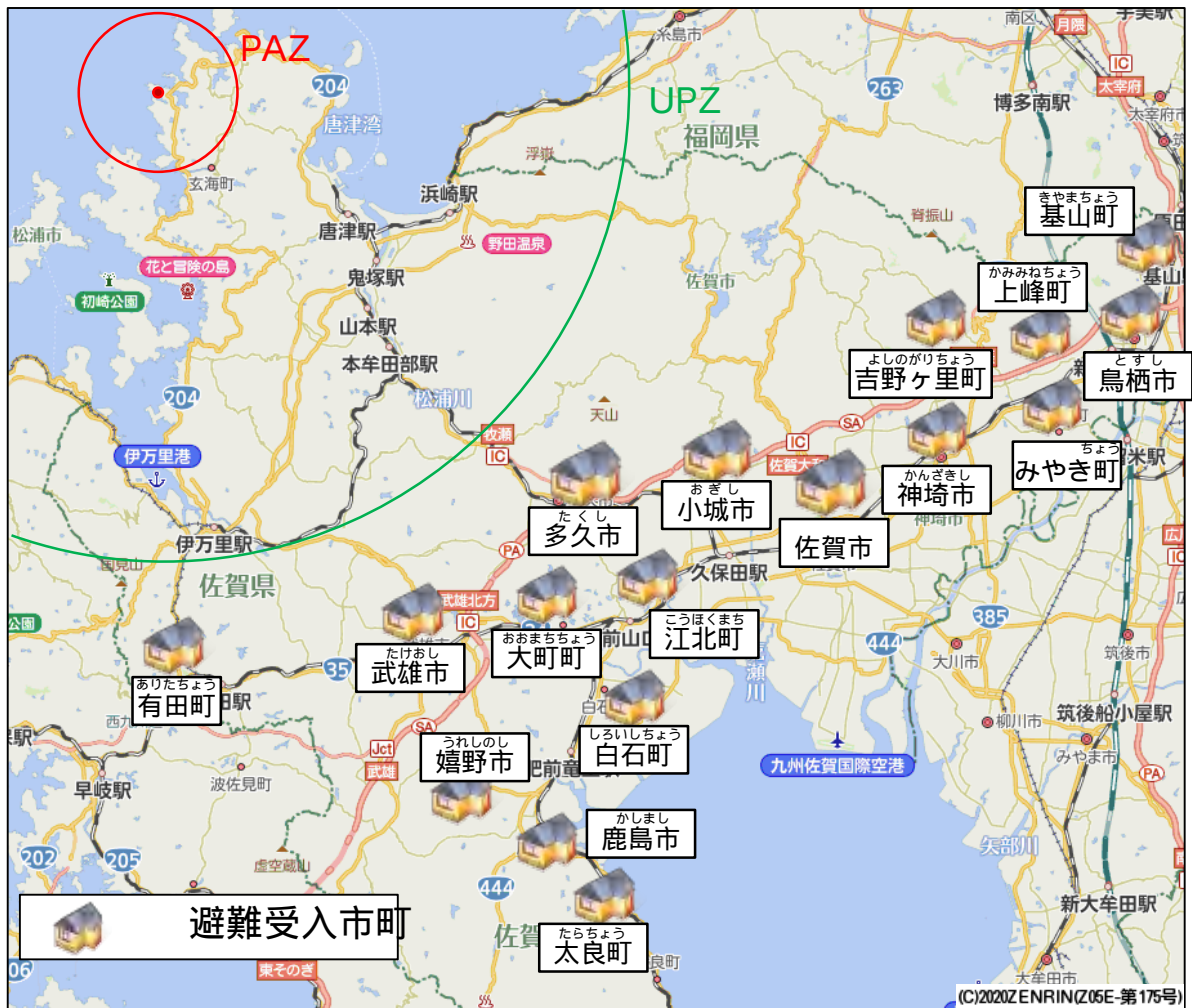
佐賀県



【原子力防災のてびき】
ホームページ上で閲覧可能
<https://www.pref.saga.lg.jp/bousai/kiji00373032/index.html>

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

- 自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、UPZ外の県内避難先施設(合計497施設)を候補として、佐賀県及び県内の市町が調整のうえ、避難先を決定する。
- 佐賀県内において避難先が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している九州・山口各県等と調整を行う。



佐賀県内における避難先施設 (UPZ外)

市町	受入施設数	受入可能人数
小城市	31か所	9,951人
江北町	7か所	1,863人
白石町	22か所	7,249人
多久市	16か所	5,732人
大町町	7か所	2,912人
佐賀市	131か所	50,957人
神崎市	25か所	8,835人
上峰町	11か所	3,098人
鳥栖市	35か所	11,833人
基山町	9か所	4,057人
みやき町	17か所	10,124人
吉野ヶ里町	12か所	3,952人
武雄市	51か所	20,493人
鹿島市	27か所	10,707人
嬉野市	43か所	11,076人
有田町	37か所	8,675人
太良町	16か所	7,723人
合計	497か所	179,237人

6 . UPZ内における対応

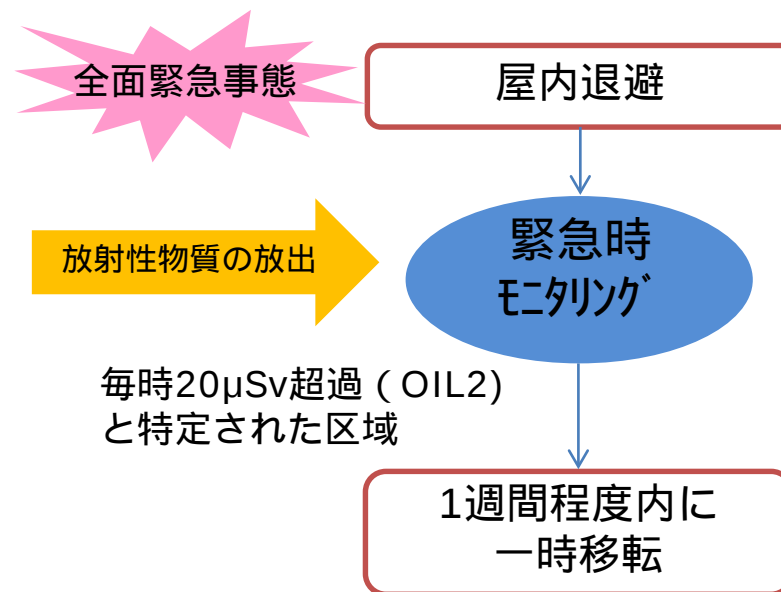
< 対応のポイント >

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民(避難行動要支援者を含む)は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過 (OIL1) となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。